

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第27号

令和6年1月1日施行

飛騨川漁業協同組合

飛驒川漁業協同組合内共第27号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第27号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・あまご・こい・にじます・うなぎ・おいかわ・うぐい・あじめどじょう及びよしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭及びオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、竿釣（あゆの友釣・がり・ルアー釣、雑魚の餌釣・毛針釣・ルアー釣）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。なお、舟（ゴムボート類を含む。）の使用は認めないものとする。

漁具・漁法	規 模
あゆ友釣	竿は1本とし、掛け針の数はイカリ2段以下6本以内、チラシ3本以内
あゆるアー釣	あゆ友釣に準ずる
雑魚釣	竿はあまご・にじますは1本、その他の魚種は3本以内

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる区域以外ではこれを行ってはならない。

漁具・漁法	区 域
が り	飛驒川及び飛驒川合流点より上流100メートルの間の白川

3 あゆの毛針釣は周年禁止とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降で組合が定めて公表する日から12月31日まで。 尚、がりは8月16日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで。
あ ま ご	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日まで。
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで。
こい、にじます、うなぎ おいかわ、あじめどじょう 及びよしのぼり	1月1日から12月31日まで。

2 前項の公表は、組合及びウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
飛驒川 七宗発電所えん堤上流端から上流 50メートル、下流端から下流 100メートルの間の区域	4月 1日から 8月 31日まで	全 魚 種
飛驒川 名倉発電所えん堤上流端から上流 200メートル、下流端から下流 130メートルの間の区域		
飛驒川 上麻生発電所えん堤上流端から上流 100メートル、下流端から下流 250メートルの間の区域		
飛驒川 川辺発電所えん堤上流端から上流 100メートル、下流端から下流 290メートルの間の区域		
白 川 中津川市加子母字二渡、二渡橋上流端から瀬の島橋下流端までの 900メートルの間の区域	1月 1日から 12月 31日まで	全 魚 種 (鮎を除く)
白 川 東白川村越原字陰地 1007番地の 1先から上流 120メートルの間の区域		
白 川 東白川村神土字釜淵 690番地の 1先、平えん堤上流端から上流 200メートルの間の区域		
白 川 東白川村五加字前田 900番地先、農業用えん堤上流端から上流 167メートルの間の区域		
白 川 白川町和泉字柳嶋 144番地先から上流 200メートルの間の区域		
赤 川 白川町赤河字中日向 894番地の 8先から上流 150メートルの間の区域		
黒 川 白川町三川山寄 487番地の 4先から上流 230メートルの間の区域		
黒 川 白川町黒川 1117番地の 1先、向畑頭首工から上流の全域		
佐見川 白川町上佐見中野 3387番地先から上流 100メートルの間の区域		
佐見川 白川町下佐見字臼ヶ野峠 3910番地の 1先、農業用えん堤上流端から上流 200メートルの間の区域		
神淵川 七宗町神淵字中野 2233番地の 2先、農業用中野えん堤上流端から上流 190メートルの間の区域		
葛屋川支流本谷 七宗町神淵字七宗山 15152番地先から上流の全域		
飛驒川 上麻生発電所えん堤下流端から下流 250メートルの地点から下流 350メートルの間の区域		
飛驒川 白川町坂ノ東字寒八、高山本線飛驒川第 1 鉄橋上流端から上流 200メートルの間の区域		
飛驒川 七宗町上麻生、上麻生発電所放水口上流端から上流 100メートルの間の区域		

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う ぐ い	10センチメートル
に じ ま す	15 "
あ ま ご	15 "
こ い	20 "
う な ぎ	30 "

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	竿 釣	3,000円	15,000円	3,000円
あまご、こい、にじま す、うなぎ、おいかわ、 うぐい、あじめどじょ う、よしのぼり（以下 「雑魚」という。）	竿 釣	1,500円	6,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	女性、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75歳以上の者	2,000円	10,000円	3,000円
	18歳以下	無 料	無 料	—
雑 魚	女性、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75歳以上の者	1,000円	4,000円	1,500円
	18歳以下	無 料	無 料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所及びオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(特定釣漁場)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ 魚種	ウ 期 間	エ 料 金
佐広川・東白川村神土字佐広 1 1 4 9 番地の 3 先から上流 2 0 0 メートルの間の区域	にじます	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	1 人当たり 1 kg 2, 0 0 0 円
白川・白川町和泉字新田 2 0 7 番地の 1 先から上流 1 9 0 メートルの間の区域	にじます	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	1 人当たり 1 kg 2, 0 0 0 円
白川・白川町和泉字柳嶋 1 0 0 番地の 2 先から上流 1 0 0 メートルの間の区域	にじます	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	1 人当たり 1 kg 2, 0 0 0 円

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、第 7 条第 3 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 1 0 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 1 1 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。また、違反の際は南飛ブロック協議会で定めた漁場管理規程による。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。